

敦賀市危険ブロック塀等除却支援事業 概要

事業内容	危険ブロック塀等の除却の促進を図り、避難路に面するブロック塀等の倒壊による事故を未然に防止するため、危険ブロック塀等の所有者に対して除却又は建替えに要する費用の一部を補助します。
補助対象者	次の(1)から(2)のいずれかに該当する方 (1) 危険ブロック塀等の所有者又は管理者 (2) 上記(1)の所有者から権利を相続した方 ただし、次の(ア)から(ウ)のいずれかに該当する方を除く (ア) 敦賀市税を滞納している方 (イ) この補助金の交付を受けたことがある方 (ウ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員である方
補助対象ブロック塀等	次の(1)から(5)のすべてに該当する危険ブロック塀等 (1) 避難路（敦賀市地域防災計画で定める避難路、敦賀市耐震改修促進計画で定める緊急輸送道路又は敦賀市教育委員会が作成する各小中学校区毎の通学路図に記載されている通学路をいう。）に面していること。 (2) れんが造、石造、コンクリートブロック造その他の組積造（万年塀を除く）又は補強コンクリートブロック造の塀で、別に定める危険度の判定基準による判定の結果、不適合と判断された高さ80cm以上のものであること。 (3) 所有関係が明確であり、差押え又は所有権以外の権利設定がされていないこと。 (4) 一切の権利、権限等について、その疑義が解決されていること。 (5) 危険性のある状態となるに至った原因が、補助金の交付を受けるための故意による行為でないこと。
補助対象工事	避難路に面する危険ブロック塀等の除却又は建替え工事であって、次の(1)から(4)のすべてに該当する工事 (1) 原則すべて除却すること。ただし、一部を除却することにより危険ブロック塀等に該当しないと認められる場合はこの限りでない。 (2) 特定建設業者（建設業法第3条第1項に規定する許可を受けている者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第21条第1項に基づき福井県知事の登録を受けたもの。）が施工すること。 (3) 建替え工事において設置する塀は、県産木材を使用した木塀とすること。 (4) 建替え工事において設置する塀は、建築基準法その他各種法令を遵守すること。
補助対象となる費用	(1) 撤去工事 撤去費、廃棄物運搬費、処分費、仮設費及び諸経費 (2) 建替え工事 材料費、設置費、撤去費、運搬費、処分費、仮設費及び諸経費
補助金の額	上記記載の対象工事額と、除却を行う危険ブロック塀等の延長（m）に8万円を乗じて得た額のいずれか少ない額に3分の2を乗じて得た額。（千円未満切り捨て） 上限は除却20万円、建替え60万円。
注意事項	(1) 補助金の交付を受けるには、危険ブロック塀等除却支援事業事前調査申込書（様式第1号）を提出し、事前調査により危険ブロック塀等であるか否かの判定を受ける必要があります。 (2) 既にブロック塀等を除却している場合、避難路以外に面したものや隣地間に設置したブロック塀等を除却する場合、倒壊等の危険性がないブロック塀等を除却する場合は補助金の交付を受けることはできません。
問い合わせ先	敦賀市建設部住宅政策課 電話番号：0770-22-8141